

財務省告示第四百四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百一 回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別會計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別會計の積立金 による引受け
四	発行金額	額面金額で二百六十億円
五	払込金額	二百六十億二千六百万円
六	額面金額の 種類	円、一億円、十万円、百万円、千 円、十億円及び十億円の六種
七	発行行	平成十四年十月二十一日
八	発行価格	額面金額百円につき百円十銭
九	利率	郵政事業庁長官は、払込金額に 加え、次の算式により算出した 金額を第十六号に規定する期日 に払い込むものとする。
十	経過利息の 払込み	額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$
十一	初期利子	平成十五年四月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う。以下、 次の号及び第十三号において規定 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十二	第二期以後の利子	毎年四月二十日及び十月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成十六年十月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日
十三	償還期限	平成十六年十月二十日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日	
十四	償還金額	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日		
十五	元利金支払場所	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日			
十六	払込期日	平成十四年十月二十一日	額面金額百円につき百円	日本銀行の本店、支店、代理店、	国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局	平成十四年十月二十一日	